

## 第三者からの情報取得手続申立て（預貯金債権等）に必要な書類等

R 4 . 4 ~ 盛岡地方裁判所第 2 民事部

- 1 申立手数料（収入印紙） 1, 0 0 0 円
- 2 予納金  
第三者 1 名の場合 5 0 0 0 円  
第三者が 1 名増すごとに 4 0 0 0 円を加算した額  
※ 申立書提出後に、予納金を納付するために必要な書面（保管金提出書）を送付（交付）します。事件終了後に残額が生じた場合は、還付手続を行います。
- 3 9 4 円切手を貼付した長型 3 号封筒  
  
第三者の数に対応した通数  
※ 宛名に申立人の住所・氏名（直送先）を記載してください。
- 4 情報取得手続申立書  
※ 「当事者目録」及び「請求債権目録」の各写しを 1 部添付
- 5 債権を証する書面
  - (1) 執行力のある債務名義を有する債権者（法 2 0 7 条 1 項）
    - ア 執行力ある債務名義の正本
    - イ 債務名義正本の送達証明書
    - ウ 確定証明書（債務名義が家事審判書の場合）
  - (2) 一般の先取特権を有する債権者（法 2 0 7 条 2 項）  
先取特権の存在を証する文書
- 6 情報取得手続申立要件を示す書類
  - (1) 過去 6 か月以内に行われた強制執行等による配当又は弁済金交付の手続において当該金銭債権の完全な弁済を受けられなかった場合（法 1 9 7 条 1 項 1 号又は 2 項 1 号申立て）  
配当表謄本、弁済金交付計算書謄本など
  - (2) 知れている財産に対する強制執行を実施しても、当該金銭債権の完全な弁済を得られない場合（法 1 9 7 条 1 項 2 号又は 2 項 2 号申立て）
    - ア 債務者の居住地・所在地等の不動産登記の全部事項証明書
    - イ 財産調査結果報告書と調査内容に関する疎明資料、申立人以外の者が作成した債務者の財産に関する陳述書・聴取書等
- 7 資格証明書等

(1) 申立人及び債務者が法人等の場合

ア 申立人の代表者事項証明書（3か月以内発行のもの。権利能力のない社団の場合は、社団の存在及び代表者を証する書面（規約、代表者の就任が決議された総会の議事録等））

イ 債務者の代表者事項証明書（3か月以内発行のもの）

(2) 第三者の代表者事項証明書（3か月以内発行のもの）

(3) 申立人又は債務者の氏名（商号）・住所（本店所在地）が債務名義の表示と異なるとき

債務名義の氏名（商号）・住所（本店所在地）とのつながりを証する書面（住民票抄本、戸籍の附票等。債務者が法人の場合は商業登記事項（履歴事項）証明書）

(4) 債務者の生年月日、旧姓（旧商号）及び旧住所（旧本店所在地）等の特定に資する事項を記載するとき

これらの事項を証する書面（住民票、戸籍の附票等。債務者が法人の場合は商業登記事項（履歴事項）証明書）

8 委任状 ※代理人による申立ての場合

※ このほか、債務名義の還付申請する場合には、**債務名義還付申請書**を提出してください。

【各資料の取得先】

- ・ 不動産登記の全部事項証明書、代表者事項証明書、商業登記事項（履歴事項）証明書 → 各法務局
- ・ 住民票 → 住民登録のある市町村役場（戸籍住民課）
- ・ 戸籍の附票 → 本籍地の市町村役場（戸籍住民課）
- ・ 財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面 → 担当書記官にお問い合わせください。

以 上